

「障害者雇用状況報告」の集計結果について

(平成18年6月1日現在の障害者の雇用状況)

概況

1 民間企業 (56人以上規模の企業)

○ 障害者雇用は、着実に進展している。

* 実雇用率 1.52% (前年比 +0.03%ポイント)* 法定雇用率達成企業の割合 43.4% (前年比 + 1.3%ポイント)

* 雇用されている障害者の数 (注) 約 28万4千人

(前年比 + 5.5%、+約1万5千人)

※ 実雇用率が1.5%台となったのは、初めて。

※ 実雇用率の内訳をみると、身体 1.28%、知的 0.23%、精神 0.01%。

○ しかしながら、改善を要する点も多い。

* 中小企業の実雇用率は、引き続き低い水準。特に100人～299人規模の企業は、実雇用率が企業規模別で最低 (1.27%)。

* 1,000人以上規模の企業は、実雇用率は高い水準 (1.69%)。しかし、法定雇用率達成企業の割合は、企業規模別で最低 (36.9%)。

○ 平成18年4月から実雇用率の算定対象とされた精神障害者については、民間企業に雇用されている数 (注) が、約2千人。

(注) 雇用されている障害者の数については、

- ・ 重度身体障害者・重度知的障害者は、ダブルカウント
- ・ 精神障害者である短時間労働者は、0.5カウント

2 国及び地方公共団体の機関

- 都道府県等の教育委員会を除き、全体として法定雇用率を達成している。

(法定雇用率2.1%の機関)

* 国の機関	2.17%	(前年比 +0.03%ポイント)
* 都道府県の機関	2.37%	(前年比 +0.03%ポイント)
知事部局	2.38%	(前年比 +0.02%ポイント)
その他の機関	2.31%	(前年比 +0.08%ポイント)
* 市町村の機関	2.23%	(前年比 +0.02%ポイント)

(法定雇用率2.0%の機関)

* 教育委員会	1.46%	(前年比 +0.07%ポイント)
都道府県教育委員会	1.41%	(前年比 +0.08%ポイント)
市町村教育委員会	1.80%	(前年比 +0.03%ポイント)

3 特殊法人 (独立行政法人、国立大学法人等)

- 246法人中、約半数が法定雇用率を達成していない。

* 実雇用率	1.56%	(前年比 +0.03%ポイント)
* 法定雇用率達成法人の割合	54.5%	(前年比 + 9.7%ポイント)

取組の強化

- 新しい指導基準に基づき、民間企業に対する雇用率達成指導を強化するとともに、公的機関についても、指導の目標を設定して、一層の指導の徹底を図る。
- 精神障害者については、引き続き、雇用率制度や各種の雇用支援策の活用を通じて、その雇用の促進を図る。

平成18年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	18,652,344 人	283,750.5 人	1.52 %	29,120 / 67,168	43.4 %
	< 18,091,871 人 >	< 281,833 人 >	< 1.51 % >		
	(18,091,871 人)	(269,066 人)	(1.49 %)	(27,577 / 65,449)	(42.1 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	303,632 人	6,585.0 人	2.17 %	38 / 39	97.4 %
	< 303,432 人 >	< 6,543 人 >	< 2.15 % >		
	(303,432 人)	(6,496 人)	(2.14 %)	(37 / 43)	(86.0 %)
行政機関	276,619 人	5,977.0 人	2.16 %	29 / 30	96.7 %
	< 276,352 人 >	< 5,936 人 >	< 2.15 % >		
	(276,352 人)	(5,891 人)	(2.13 %)	(28 / 34)	(82.4 %)
立法機関	3,337 人	74.0 人	2.22 %	5 / 5	100.0 %
	< 3,351 人 >	< 73 人 >	< 2.19 % >		
	(3,351 人)	(73 人)	(2.18 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	23,676 人	534.0 人	2.26 %	4 / 4	100.0 %
	< 23,729 人 >	< 534 人 >	< 2.26 % >		
	(23,729 人)	(532 人)	(2.24 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	345,142 人	8,176.0 人	2.37 %	148 / 163	90.8 %
	< 355,482 人 >	< 8,150 人 >	< 2.36 % >		
	(355,482 人)	(8,318 人)	(2.34 %)	(136 / 156)	(87.2 %)
都道府県知事部局	286,083 人	6,809.0 人	2.38 %	46 / 47	97.9 %
	< 296,240 人 >	< 6,799 人 >	< 2.38 % >		
	(296,240 人)	(6,997 人)	(2.36 %)	(45 / 47)	(95.7 %)
その他の都道府県機関	59,059 人	1,367.0 人	2.31 %	102 / 116	87.9 %
	< 59,242 人 >	< 1,351 人 >	< 2.29 % >		
	(59,242 人)	(1,321 人)	(2.23 %)	(91 / 109)	(83.5 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	985,625 人	21,953.0 人	2.23 %	2,037 / 2,624	77.6 %
	(986,517 人)	< 21,838 人 > (21,819 人)	< 2.22 % > (2.21 %)	(2,902 / 3,771)	(77.0 %)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	658,741 人	9,648.0 人	1.46 %	77 / 152	50.7 %
	(670,333 人)	< 9,637 人 > (9,317 人)	< 1.46 % > (1.39 %)	(65 / 134)	(48.5 %)
都道府県 教育委員会	566,655 人	7,995.0 人	1.41 %	2 / 47	4.3 %
	(577,699 人)	< 7,987 人 > (7,674 人)	< 1.41 % > (1.33 %)	(1 / 47)	(2.1 %)
市町村 教育委員会	92,086 人	1,653.0 人	1.80 %	75 / 105	71.4 %
	(92,634 人)	< 1,650 人 > (1,643 人)	< 1.79 % > (1.77 %)	(64 / 87)	(73.6 %)

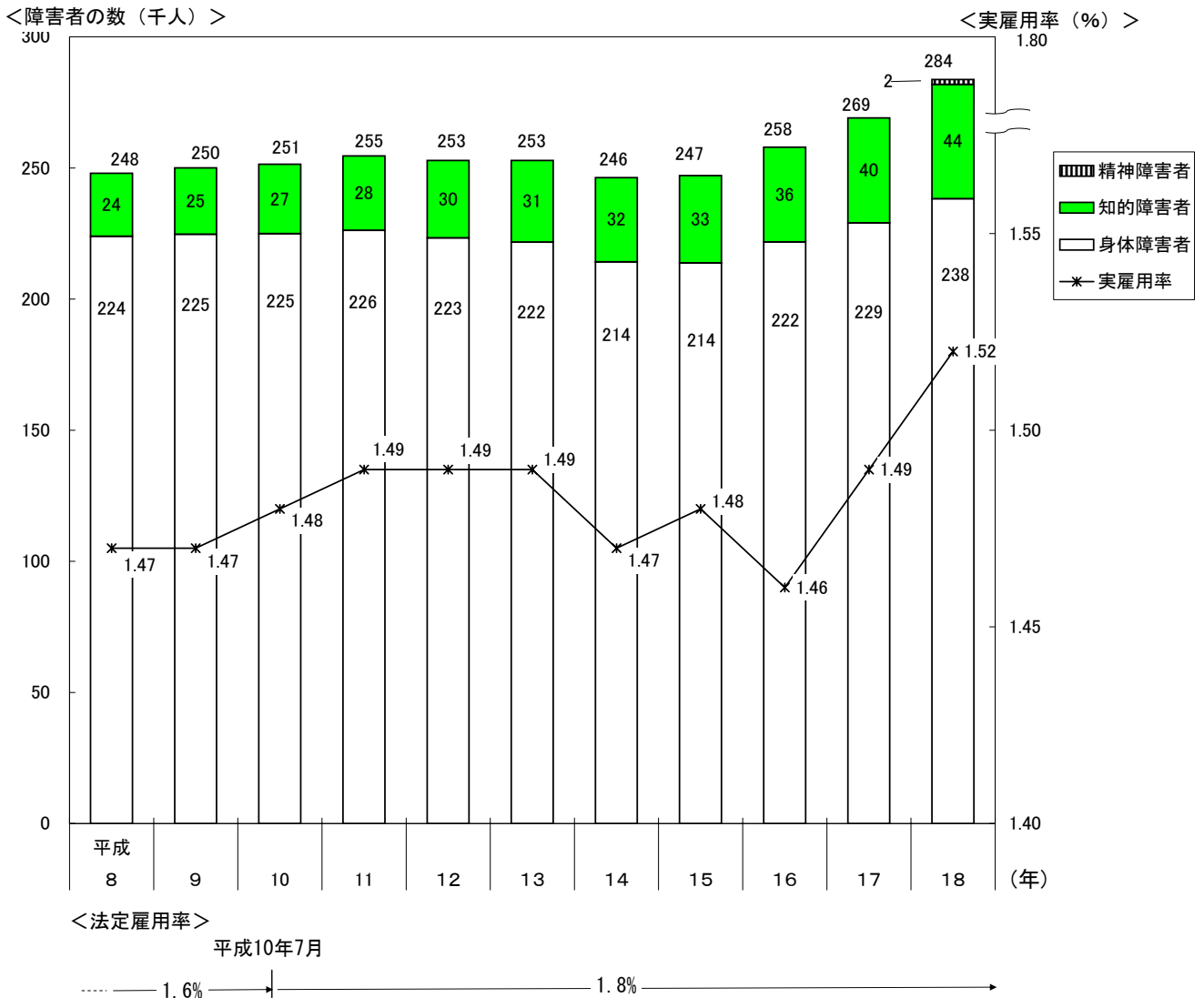
3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人	451,534 人	7,053.5 人	1.56 %	134 / 246	54.5 %
	(442,785 人)	< 6,904 人 > (6,775 人)	< 1.53 % > (1.53 %)	(104 / 232)	(44.8 %)
独立行政法人 等	436,064 人	6,780.5 人	1.55 %	102 / 198	51.5 %
	(437,281 人)	< 6,633 人 > (6,663 人)	< 1.52 % > (1.52 %)	(85 / 200)	(42.5 %)
地方独立行政 法人等	15,470 人	273.0 人	1.76 %	32 / 48	66.7 %
	(5,504 人)	< 271 人 > (112 人)	< 1.75 % > (2.03 %)	(19 / 32)	(59.4 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。
- 7 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

～平成17年度

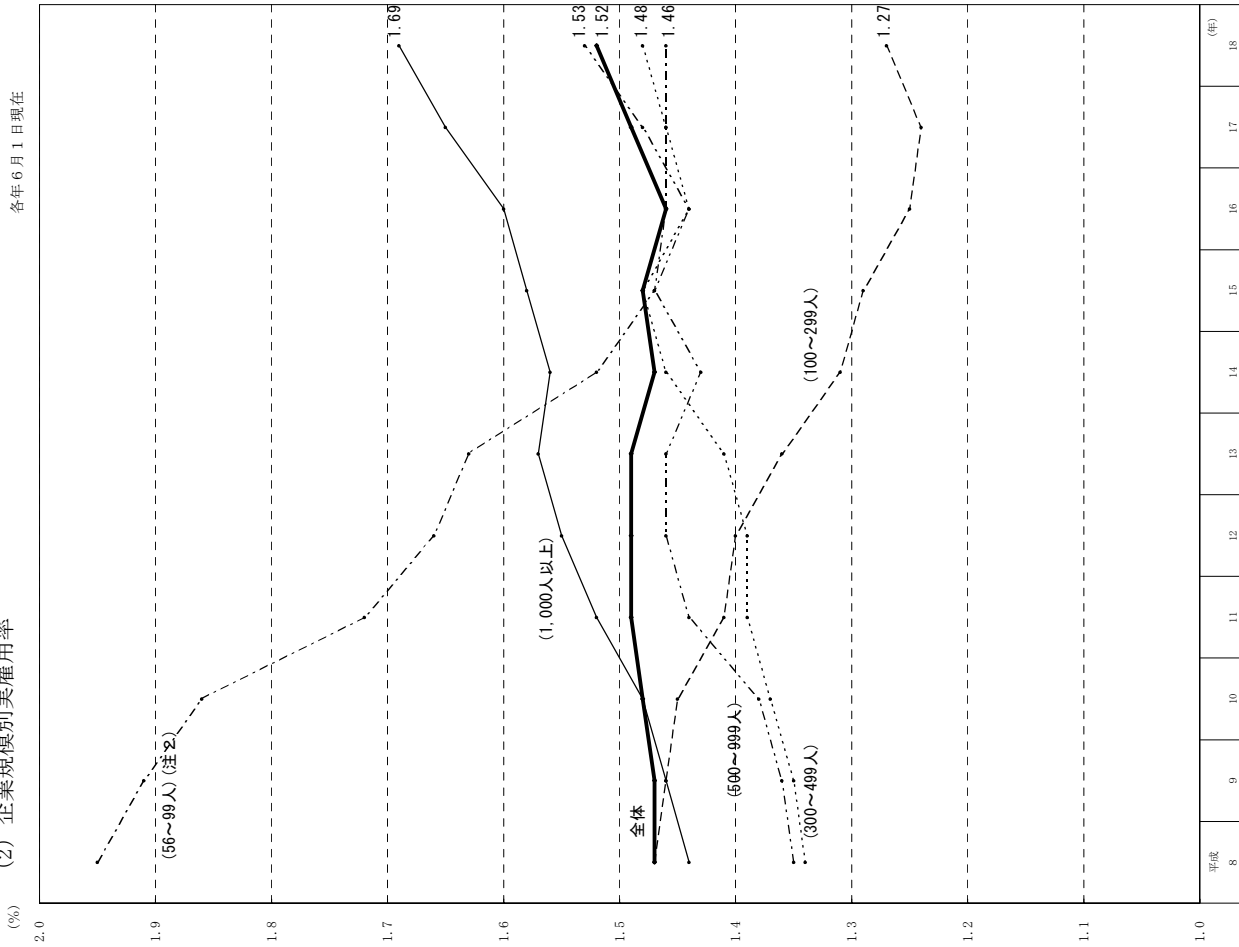
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度

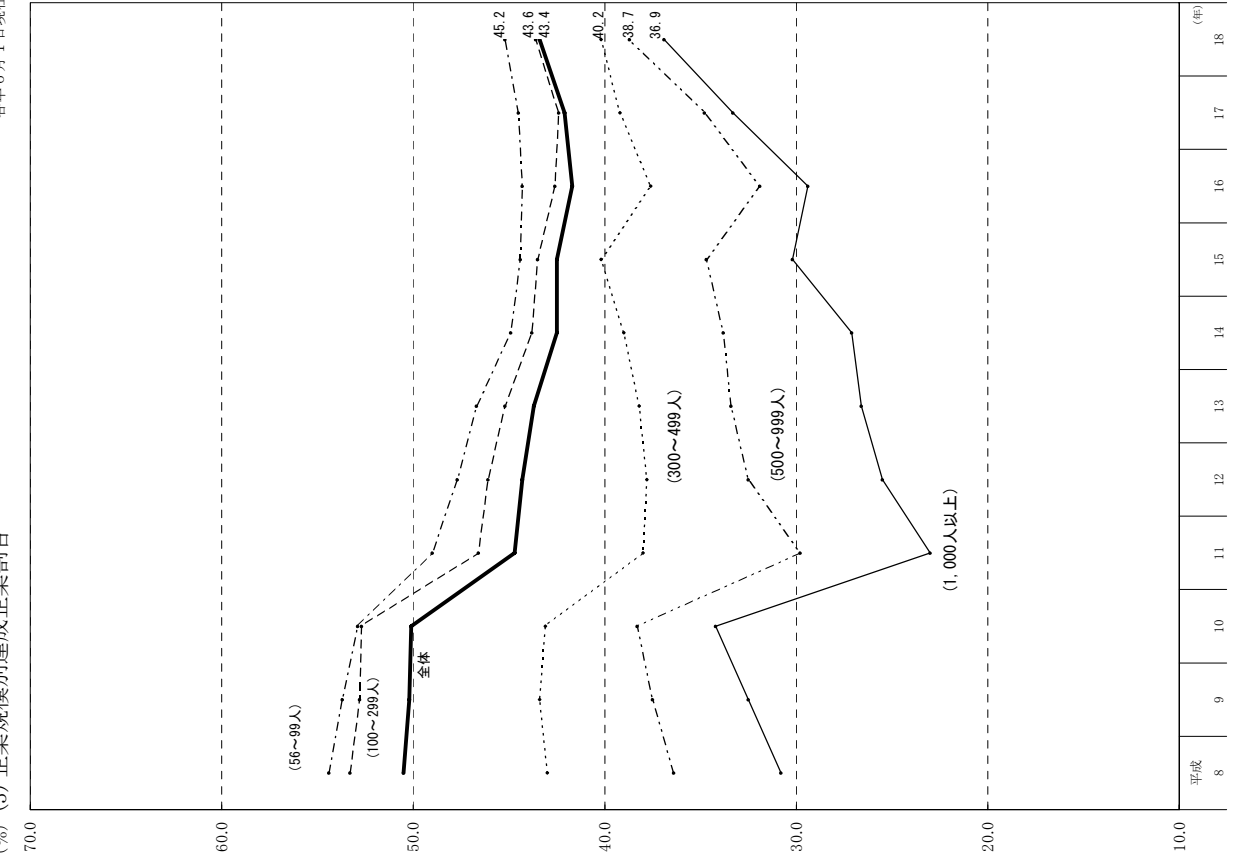
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

3：障害別に四捨五入をしている関係から、障害別内訳と合計値は必ずしも一致しない。

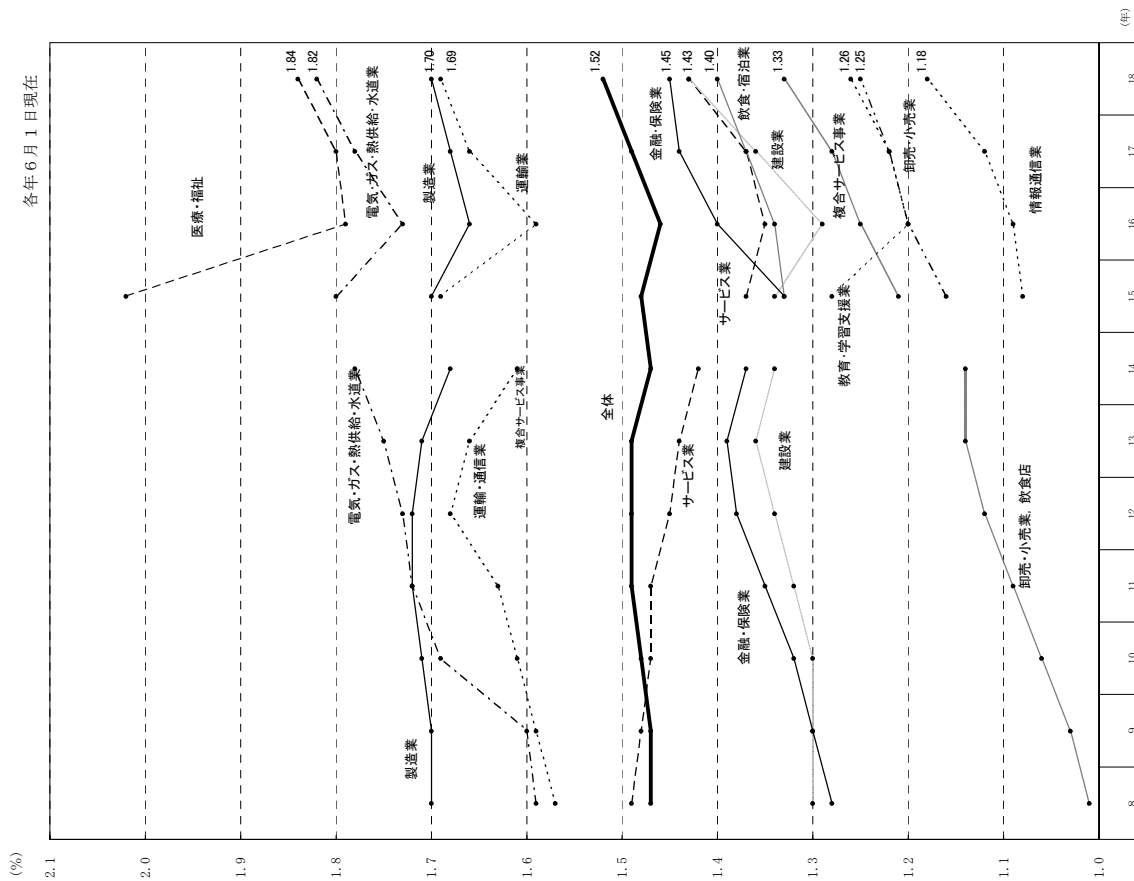
(2) 企業規模別実雇用率



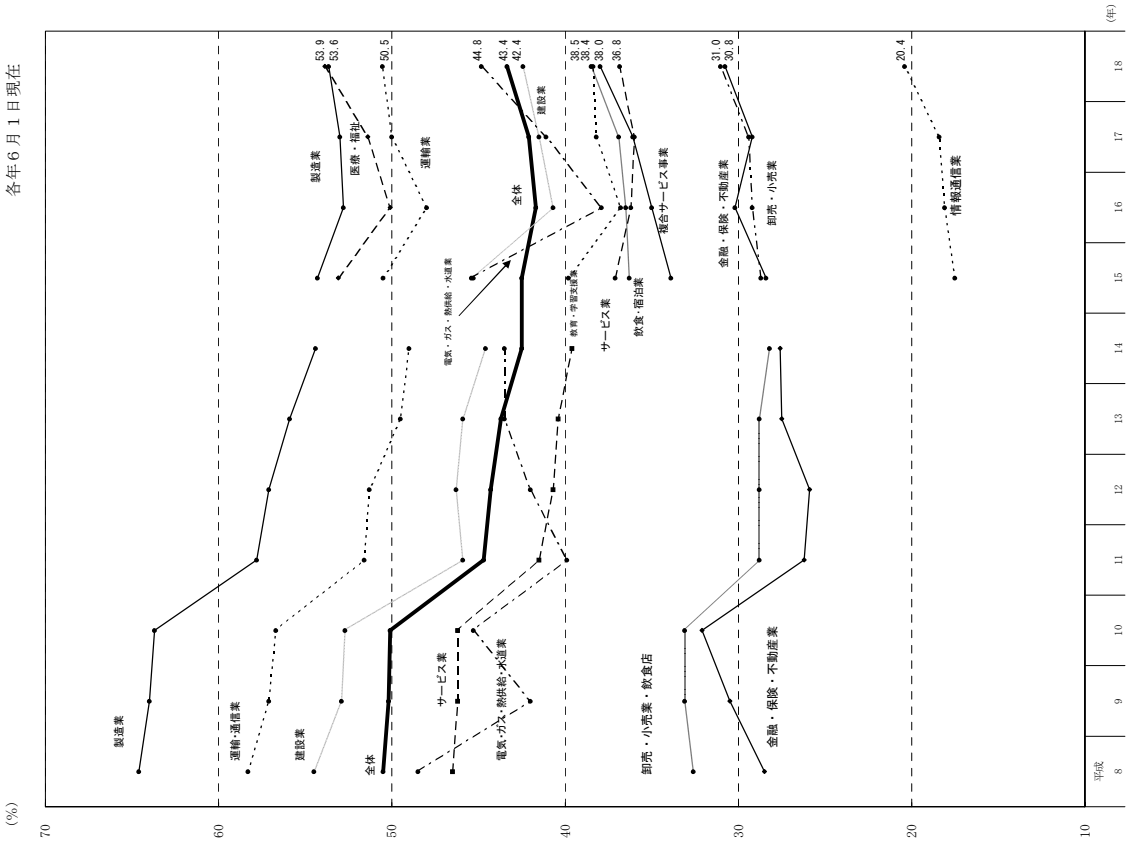
(3) 企業規模別達成企業割合



(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合



国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	303,632	6,585.0	2.17	1.0	
行政機関合計	276,619	5,977.0	2.16	1.0	
内閣官房	642	14.0	2.18	0.0	
内閣府	2,381	51.0	2.14	0.0	
内閣法制局	74	2.0	2.70	0.0	
金融庁	1,334	29.0	2.17	0.0	
宮内庁	788	18.0	2.28	0.0	
警察庁	1,654	37.0	2.24	0.0	
防衛庁	16,921	358.0	2.12	0.0	
防衛施設庁	2,759	59.0	2.14	0.0	
総務省	5,191	111.0	2.14	0.0	特例承認あり(注4)
公正取引委員会	706	13.0	1.84	1.0	注5
法務省	32,087	706.0	2.20	0.0	
公安調査庁	1,484	32.0	2.16	0.0	
外務省	5,453	118.0	2.16	0.0	
財務省	10,979	237.0	2.16	0.0	
国税庁	54,931	1,192.0	2.17	0.0	
文部科学省	2,174	50.0	2.30	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	38,399	830.0	2.16	0.0	
社会保険庁	17,134	362.0	2.11	0.0	
農林水産省	22,565	474.0	2.10	0.0	
水産庁	505	12.0	2.38	0.0	
林野庁	4,773	102.0	2.14	0.0	
経済産業省	5,775	122.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,716	61.0	2.25	0.0	
国土交通省	37,188	803.0	2.16	0.0	
海上保安庁	94	3.0	3.19	0.0	
海難審判庁	224	7.0	3.13	0.0	
気象庁	4,552	96.0	2.11	0.0	
環境省	1,170	28.0	2.39	0.0	
人事院	678	15.0	2.21	0.0	
会計検査院	1,288	35.0	2.72	0.0	
立法機関合計	3,337	74.0	2.22	0.0	
衆議院事務局	1,263	28.0	2.22	0.0	
衆議院法制局	72	1.0	1.39	0.0	
参議院事務局	998	21.0	2.10	0.0	
参議院法制局	70	2.0	2.86	0.0	
国立国会図書館	934	22.0	2.36	0.0	
司法機関合計	23,676	534.0	2.26	0.0	
最高裁判所	1,031	23.0	2.23	0.0	
高等裁判所	1,748	40.0	2.29	0.0	
地方裁判所	16,079	356.0	2.21	0.0	
家庭裁判所	4,818	115.0	2.39	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

- 5 公正取引委員会においては、12月1日現在において、障害者の数は15.0人、実雇用率2.16%、不足数0.0人となっている。